

2021年7月13日
総務・人事部

2021年度夏期手当における過払いの判明

2021年度夏期手当において、「シニアスタッフ(再雇用を含む。)」の一部の方(シニアスタッフ8,295人中366人)に、過払いが生じていることが判明しました。

<概要>

対象：次の要件のいずれも満たす者の一部 366人(信越支社管内：29人)

- ・2021.4.1に新設された「シニアスタッフ」(正社員又は高齢再雇用)
- ・2014年度年末手当で役割等級別等加算5%適用

金額：平均約18,000円(最大約23,000円)

原因：賞与における役職に応じた加算(5%)を誤って適用

※ 前回の賞与まで加算(5%)を適用されていたものが、シニアスタッフへの移行に伴い0%とすべきところ、0%に更新されていなかったもの。

<今後の対応>

対象者には内容を説明の上、2021年7月の給与で精算させていただきます。

今後、同様の事態が発生しないよう、賞与の加算率適用者について、全体的なチェックを行います。

以上